引っ越しの際は、住民票の異動を忘れずに！

3月、4月は入学・就職・転勤により引っ越しの多い時期です。引っ越しの際は住民票の異動届出が必要となります。進学・一時的な就労であっても、1年以上別の住所へ異動される方は届け出の対象となりますのでご留意ください。

この届け出は国民健康保険、国民年金、選挙人名簿への登録などの行政サービスの基礎となり、大切な手続きですので忘れずに行ってください。

住民票の異動届出（例）

八雲町から転出される場合

八雲町 → 札幌市

転出前に
八雲町で転出届を提出し、転出証明書を受け取る

転入した日から14日以内に札幌市へ転出証明書を添えて転入届を提出

八雲町に転入される場合

札幌市 → 八雲町

転出前に
札幌市で転出届を提出し、転出証明書を受け取る

転入した日から14日以内に八雲町へ転出証明書を添えて転入届を提出

八雲町内で転居される場合

八雲町

転居した日から14日以内に転居届を提出

◆カードに住所変更の記載をします

【必要書類】
○本人確認書類（運転免許証等）…届出人分
○通知カード・マイナンバーカード・住基カード（お持ちの方）…異動者全員分
○外国人の方は、在留カードまたは特別永住者証明書…異動者全員分
※ご不明な点はお問い合せください。
【問い合わせ先】住民生活課戸籍住民係 ☎0137－62－2112

令和2年度に

出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届出をされる方へ

厚生労働省では毎年人口動態調査を実施しています。

この調査は出生・死亡・死産・婚姻・離婚の各届書をもとに出生や死亡の状況などを調べるもので、公衆衛生、労働衛生、社会福祉など各施策のための基礎資料として活用されています。

令和2年度は国勢調査と合わせて、人口動態職業・産業調査が実施されることとなり、各届書の職業欄への記入（死亡届には産業欄への記入も）をお願いすることとしています。届け出される方にはご面倒をおかけしますがご協力お願いします。

なお、人口動態調査で使用する情報は統計法により、厳しく守られていますので安心してご記入ください。

【実施期間】令和2年4月1日～令和3年3月31日
【対象となる届出】出生・死亡・死産・婚姻・離婚
【記入方法】各届書の職業欄に職業をご記入ください。
（記入例）
・医師・教員など「専門・技術職」
・一般事務員など「事務職」
・販売店員・営業職従業者など「販売職」
・美容師・ホームヘルパーなど「サービス職」

死亡届にはこのほか、「農業」「建設業」「製造業」「不動産業」といった産業もあわせてご記入ください。

※戸籍届出窓口に職業・産業例示表を備え付けていますので、ご参考の上、ご記入ください。

【問い合わせ先】
住民生活課戸籍住民係 ☎0137―62―2112